



平成 29 年 2 月 28 日

インターネット接続サービス安全・安心マーク推進協議会

『公衆無線LANによるインターネット接続サービス安全・安心マーク』の追加について

インターネット接続サービス安全・安心マーク推進協議会（以下、「当協議会」といいます。）では、利用者が安心してインターネット接続サービス提供事業者（以下、「ISP」といいます。）を選定するにあたっての目安を提供する事を目的に、平成 14 年に電気通信事業を営む業界団体にて発足しました。*1

これはISPからの申請に基づき当協議会にて審査し、セキュリティ対策や個人情報保護への取組み等が一定基準以上であるISPに対して目安となる「インターネット接続サービス安全・安心マーク」を付与するものです。

当協議会ではこうした取り組みを通じて我が国のインターネット接続サービス事業の健全な発展の一助となるよう、インターネット接続サービス安全・安心マーク制度を推進して参りました。

近年、公衆無線LANによるインターネット接続サービスが様々な事業者や自治体等によって提供され、普及してきた状況を踏まえ、当協議会では従来の固定回線ISPによるインターネット接続サービス安全・安心マークに加え、『公衆無線LANによるインターネット接続サービス安全・安心マーク』制度を追加いたします。

対象者としましては、公衆無線LANを用いたインターネット接続サービスを提供している事業者や自治体等を想定しています。今回の制度導入により、日本国民はもとより外国人旅行者が公衆無線LANによる安全・安心なインターネット接続サービスをご利用いただく際の目安となることが期待されます。

受付は本日より開始し、4 月 7 日(金)迄に受け付けた申請(当日消印有効)を初回審査分として審査を行い、平成 29 年 5 月 1 日からのマーク付与を予定しております。その他詳細は、インターネット接続サービス安全・安心マーク推進協議会のホームページをご参照ください。(<https://www.isp-ss.jp/>)

なお、この初回審査分に限り、審査料金(4 万円又は 3 万円)を一律 1 万円とする割引料金にて設定いたします。

利用者が安全・安心に公衆無線 LAN によるインターネット接続サービスを利用できるよう、多くの事業者・自治体の皆様からの申請をお待ちしております。

当協議会は、今後も、インターネットの安全・安心な利用環境の整備に向けて、インターネット接続サービス安全・安心マーク制度の普及促進を図って参ります。

*1 一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会(会長: 渡辺武経)、一般社団法人テレコムサービス協会(会長: 是枝伸彦)、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟(理事長: 吉崎正弘)、一般社団法人電気通信事業者協会(会長: 鶴浦博夫)。ほか、オブザーバに総務省(総合基盤局電気通信事業部、情報流通行政局情報セキュリティ対策室)。なお今回の公衆無線 LAN によるインターネット接続サービス安全・安心マーク制度については観光庁をオブザーバに迎えます。

(本件問合せ先)

一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会 事務局・石川、平 電話 03-5456-2380

一般社団法人テレコムサービス協会 事務局・縫島 電話 03-5644-7500

一般社団法人電気通信事業者協会 事務局・濱谷 電話 03-5577-5845

一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟 事務局・伊澤(雅) 03-3566-8200